

76  
75  
74  
73  
72  
71  
70  
69  
68  
67  
66  
65

特別  
又6  
8490  
1861  
早稲田大学図書館

(一) 組閣過程を通じて行ふべき事項

一、大命を拜受したる首相は

イ、閣僚として奏請すべき人物に對しては入閣交渉に際し首相として抱懐する時局の認識と態度を明示し、同心協力して輔弼の重責を完うすべきの誓約を行ふこと。

ロ、親任式直後の閣議に於て新内閣の經綸を具體的に決定すると共に、必要なる範圍に於て之を聲明すること。

ハ、次項に示すが如き諸方針の遂行によりて新内閣は組閣の態度と組閣の過程を通じて大いに爲すところあらんとするを示し、以て中外の期待と協力を得るに努むること。

ニ、總理は軍部と提携協力の緊密化に努むると共に之を確保するに足る工作を行ふこと。

ニ 組閣の方針

一、行政機構改革斷行の必然を見越して大臣の數を出来るだけ少くし兼任制を採用すること。その場合の参考として次に一例を示して置く。

首相外務兼任 内務拓務兼任 商工農林兼任 逓信鐵道兼任 外に



大藏、文部、司法、陸軍、海軍等各一名 合計九名

2、左記により三名の無任所大臣を置く。(内閣書記官長を置く。)

イ、内閣書記官長を親任とする。(内閣書記官長を置く。)

ロ、統制院を新設し調査、法制、情報、人事、豫算等の各局を置き親任の統制院總裁をして革新國策の立案遂行に當らしむること。

ハ、外交國策を任務としたる無任所相を一名置くこと。

3、閣僚の銓衡については

イ、人材本位として首相と一身同體の同志的人物を無任所相並に樞要の椅子に配置すること。

ロ、衆院より二名、貴院より一・二名を指名して入閣せしむること。此の場合は形式的地位に囚はれず眞に其の黨の實質的指導的實力を保有する者を選ぶこと。之は新内閣の對議會策並議會制度改革の方針とも重大なる關聯を有す。

ハ、財界並文教方面に民間若は部内から適任者を迎ふること。

4、政務官々制の改正

イ、各省に政務官一名を置き大臣を補佐して政務本位に活動せしむること。



ロ、内閣に三名乃至五名の政務官を置き無任所相と協力し首相を補佐して國策本位に活動せしむること。

ハ、政務官の人選は必ずしも貴衆兩院のみに限定せず人物本位としてその負擔すべき仕事の性質により財界並民間方面よりも採用すること。



(三) 新内閣成立後行ふべき事項にして  
特に緊急を要すと思惟せらるゝもの

一 一般的な對策として

- 1、外地（特に大陸對策を中心として）文部の首腦者を中央に招集して外交國策を確定すること。
- 2、官吏に嚴訓して其の積弊の防止に努むると同時に時局に適應したる新指導精神を確立して之が再教育を行ふこと。
- 3、人事局設置により官吏の人事行政が確立せらるべきを豫期し現行の身分保證に關する規定は廢止の方針たること。
- 4、軍部中央幕僚の多數を調査局に参加せしむるやう計らひ其の思想なり意見を政府に於て取入ると同時に之を指導するに努むること。
- 5、會計検査院官制を改正すること。
- 6、内閣統制院の指導の下に内務省社會局を中心として之に各關係省を加へ國民生活安定に關する研究を行はしむること。
- 7、同じく内閣資源局を中心として之に各關係省を加へ經濟力の發展産業振興與方策を研究せしむると同時に併せて軍事費の運用に關しても輸入



超過を防ぎ官民軍需工業への統制指導に遺憾無きを期すること。  
8、官吏減俸令を撤回して官吏の精勵を期待すると共に地方國民勤勞階級の所得向上に關して政府の意の存する所を知らしむること。



○ 視察向上の關して、廻報の意の存する視察を映らしむるべし。

8、官吏の職務令を遵守し、官吏の職務を履行するに共に努力し、國民の職務を遂行し、  
職責を切實に履行し、軍需工業への献身的努力を盡すべし。